

建設業者の社会保険等未加入対策の強化について

瀬戸市では、これまで一次下請業者について社会保険等に未加入の業者との下請契約を禁止し、建設工事の発注者として社会保険等未加入対策に取り組んできました。

このほど、建設業者の社会保険等への加入を更に促進するため、二次以下の下請業者についても、下記のとおり対策を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

記

1 対策強化の内容

瀬戸市が発注する全ての建設工事について、元請業者に対し、社会保険等に未加入の業者(関係法令により適用除外とされている者は除く。)との二次以下の下請契約を禁止します。

2 開始時期

令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事請負契約から適用します。